

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月29日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
ギルバート・シントゲン（Gilbert Schintgen）  
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード  
ジェフリー・ラーン（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、  
J.F.ケネディ通り33A番  
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
UBS（Lux）ボンド・ファンド  
（UBS（Lux）Bond Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル  
クラスP - d i s t 受益証券  
17億5,890万オーストラリア・ドル（約1,516億円）  
クラスP - a c c 受益証券  
34億2,881万オーストラリア・ドル（約2,955億円）  
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ  
クラスP - d i s t 受益証券  
10億7,792万ユーロ（約1,379億円）  
クラスP - a c c 受益証券  
15億7,220万ユーロ（約2,012億円）  
UBS（Lux）ボンド・ファンド - 米ドル  
クラスP - d i s t 受益証券  
8億3,416万アメリカ合衆国ドル（約934億円）  
クラスP - a c c 受益証券  
15億2,635万アメリカ合衆国ドル（約1,710億円）

UBS(Lux)ボンド・ファンド -

フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c 受益証券

7億715万アメリカ合衆国ドル(約792億円)

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

クラスP - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)

9億4,264万アメリカ合衆国ドル(約1,056億円)

クラスP - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)

7億7,416万アメリカ合衆国ドル(約867億円)

クラスP - a c c 受益証券

15億8,056万ユーロ(約2,023億円)

クラスP - m d i s t 受益証券

11億1,016万ユーロ(約1,421億円)

(注)オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2017年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=86.18円、1ユーロ=127.97円、1米ドル=112.00円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、平成29年8月31日付をもって提出した有価証券届出書(平成29年10月10日付および平成29年12月22日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。)につきまして、ファンドの営業日の定義、投資制限、管理報酬、買戻し手続等、資産の評価に関する事項等が修正され、また管理事務代行会社の名称が変更されたことから、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、また、2018年8月29日付でファンドの約款が変更されるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いていますので、訂正前の換算レートとは異なります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は下記のとおりです。

下線部は訂正部分を示します。ただし、全文修正(更新)の場合は下線を付しておりません。

## 第一部 証券情報

### （7）申込期間

#### <訂正前>

2017年9月1日（金曜日）から2018年8月31日（金曜日）まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）（以下「営業日」という。）でかつ日本における販売会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の営業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社（後記「（8）申込取扱場所」を参照のこと。）において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

#### <訂正後>

2017年9月1日（金曜日）から2018年8月31日（金曜日）まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）（以下「営業日」という。）でかつ日本における販売会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の営業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社（後記「（8）申込取扱場所」を参照のこと。）において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### （2）ファンドの沿革

#### <訂正前>

1991年3月18日	SBCボンド・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（旧管理会社）の設立
1991年6月26日	ファンド約款締結
1993年4月1日	ファンドの運用開始
1999年2月4日	ユーロ、日本円および米ドルのサブ・ファンドの日本における募集開始
1999年4月1日	ファンドの名称変更、およびSBCボンド・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイからUBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイへの旧管理会社の名称変更
2000年4月4日	ファンドの約款変更
2001年4月14日	ファンドの約款変更

2001年9月1日	オーストラリア・ドル、スイス・フランおよび英ポンドのサブ・ファンドの日本における募集開始
2001年9月15日	ファンドの約款変更
2004年9月1日	アブソルート・リターン・ボンド(ユーロ)およびアブソルート・リターン・ボンド(米ドル)の日本における募集開始
2004年10月27日	ファンドの約款変更
2005年4月14日	ファンドの約款変更
2007年9月10日	ファンドの約款変更
2010年11月15日	UBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイからUBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイへのファンドの管理会社としての地位譲渡 ファンドの約款変更
2011年7月1日	ファンドの約款変更
2011年9月1日	フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)の日本における募集開始
2012年8月27日	ファンドの約款変更
2015年1月5日	ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)の日本における募集開始
2015年4月30日	ファンドの約款変更
2017年3月31日	ファンドの約款変更

## &lt;訂正後&gt;

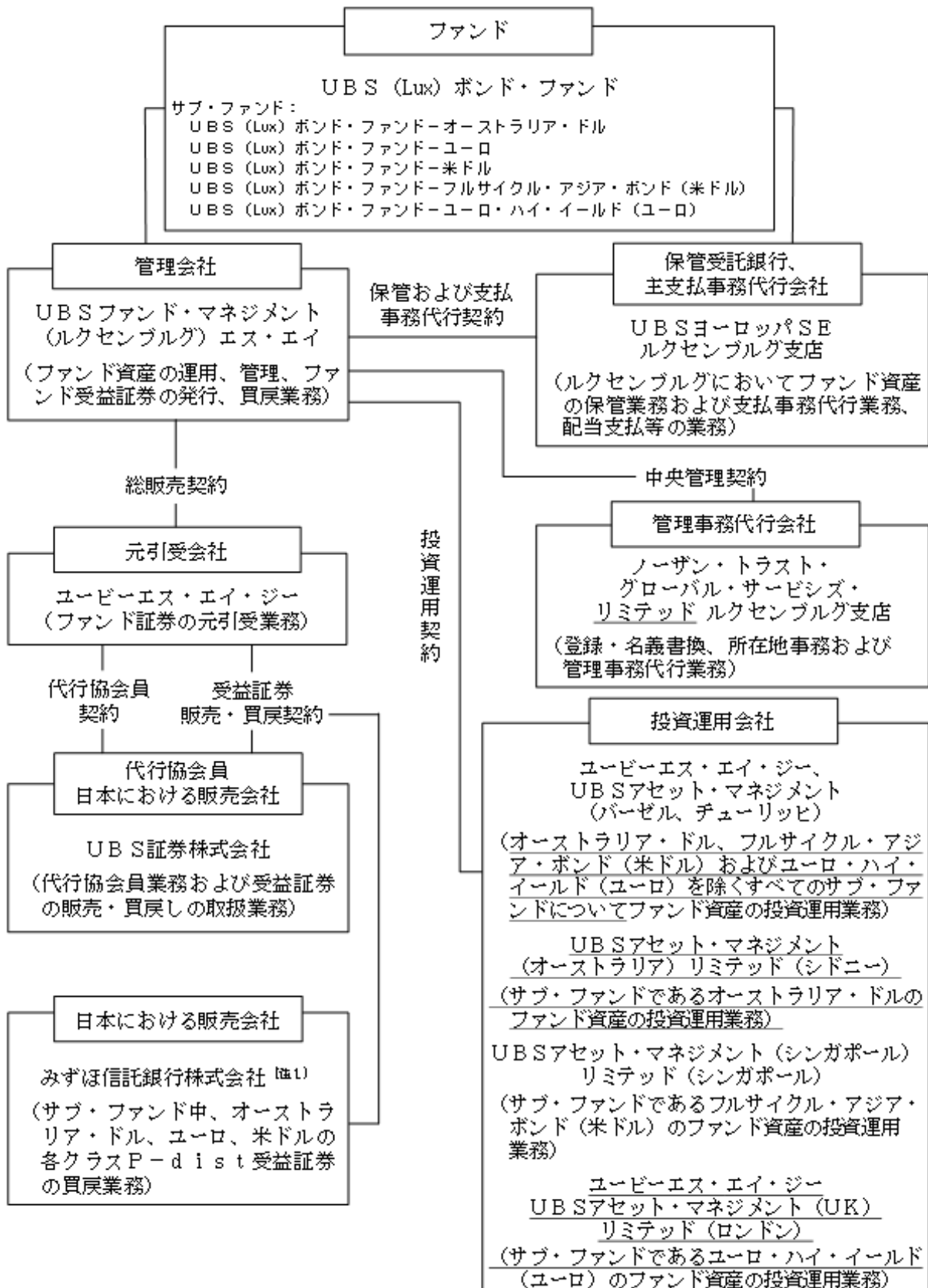
1991年3月18日	SBCボンド・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(旧管理会社)の設立
1991年6月26日	ファンド約款締結
1993年4月1日	ファンドの運用開始
1999年2月4日	ユーロ、日本円および米ドルのサブ・ファンドの日本における募集開始
1999年4月1日	ファンドの名称変更、およびSBCボンド・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイからUBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイへの旧管理会社の名称変更
2000年4月4日	ファンドの約款変更
2001年4月14日	ファンドの約款変更
2001年9月1日	オーストラリア・ドル、スイス・フランおよび英ポンドのサブ・ファンドの日本における募集開始
2001年9月15日	ファンドの約款変更
2004年9月1日	アブソルート・リターン・ボンド(ユーロ)およびアブソルート・リターン・ボンド(米ドル)の日本における募集開始
2004年10月27日	ファンドの約款変更
2005年4月14日	ファンドの約款変更
2007年9月10日	ファンドの約款変更
2010年11月15日	UBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイからUBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイへのファンドの管理会社としての地位譲渡 ファンドの約款変更
2011年7月1日	ファンドの約款変更
2011年9月1日	フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)の日本における募集開始
2012年8月27日	ファンドの約款変更

2015年1月5日	ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)の日本における募集開始
2015年4月30日	ファンドの約款変更
2017年3月31日	ファンドの約款変更
2018年8月29日	ファンドの約款変更

## (3) ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;

## ファンドの仕組み



- (注1) みずほ信託銀行株式会社は、サブ・ファンド中、オーストラリア・ドル、ユーロ、米ドルの各クラスP-dist受益証券の買戻業務を行う。
- (注2) 2017年10月1日付で、ルクセンブルグおよびスイスにおけるUBSアセット・マネジメントのファンド事務管理業務部門は、ノーザン・トラスト・コーポレーションに買収された。  
管理会社は、本取引について適切に通知を受けており、その結果、管理会社は、自らが運用するファンドについて、UBSファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エイの後任としてノーザン・トラスト・グローバル・サービス・リミテッド(ルクセンブルグ支店)に管理事務代行業務を委任し、2017年10月1日付で、ノーザン・トラスト・グローバル・サービス・リミテッド(ルクセンブルグ支店)がファンドの管理事務代行会社となった。  
以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2017年3月31日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結(改訂済)。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Luxembourg SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行、 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約(注1)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務(受益者への配当支払業務を含む。)について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービス・リミテッド ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services Ltd, Luxembourg Branch)	管理事務代行会社	管理会社との間で中央管理契約(2017年10月1日効力発生)(注2)を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント (バーゼル、チューリッヒ) (UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zürich)	投資運用会社	2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。UBS(Lux)ボンド・ファンド-オーストラリア・ドル、UBS(Lux)ボンド・ファンド-フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)およびUBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)を除くすべてのサブ・ファンドに関する運用会社業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント (オーストラリア)リミテッド (シドニー) (UBS Asset Management (Australia) Ltd., Sydney)	投資運用会社	2013年11月28日付で管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。UBS(Lux)ボンド・ファンド-オーストラリア・ドルに関する運用会社業務について規定している。

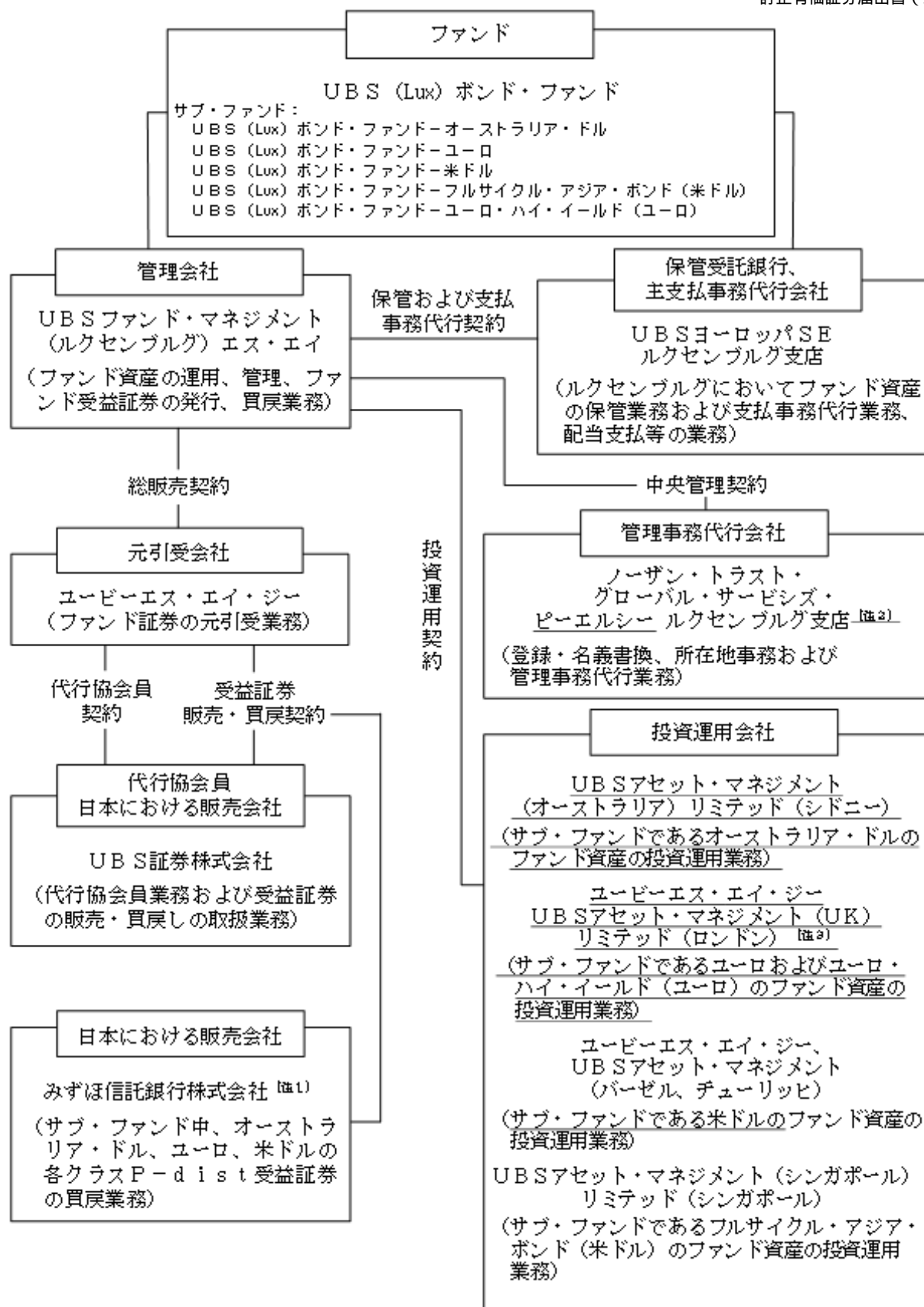
UBSアセット・マネジメント (シンガポール)リミテッド (シンガポール) (UBS Asset Management (Singapore) Ltd., Singapore)	投資運用会社	2015年11月17日付で管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。UBS(Lux)ボンド・ファンド-フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)に関する運用会社業務について規定している。
<u>UBSアセット・マネジメント</u> <u>(UK)リミテッド(ロンドン)</u> <u>(UBS Asset Management (UK)</u> <u>Ltd., London)</u>	投資運用会社	2003年9月1日付で旧管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。2010年9月15日付で地位譲渡契約を旧管理会社および管理会社との間で締結。UBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)に関する運用会社業務について規定している。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

ファンドの仕組み





(注1) みずほ信託銀行株式会社は、サブ・ファンド中、オーストラリア・ドル、ユーロ、米ドルの各クラスP-dist受益証券の買戻業務を行う。

(注2) 2017年10月1日付で、ルクセンブルグおよびスイスにおけるUBSアセット・マネジメントのファンド事務管理業務部門は、ノーザン・トラスト・コーポレーションに買収された。

管理会社は、本取引について適切に通知を受けており、その結果、管理会社は、自らが運用するファンドについて、UBSファンド・サービスズ(ルクセンブルグ) エス・エイの後任としてノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店(当初の商号：ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店)に管理事務代行業務を委任し、2017年10月1日付で、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店がファンドの管理事務代行会社となった。

以下同じ。

(注3) 2018年8月29日付で、UBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロの投資運用会社が、ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル、チューリッヒ)からUBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(ロンドン)に変更された。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	1991年6月26日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結(改訂済)。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Luxembourg SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行、 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約(注1)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務(受益者への配当支払業務を含む。)について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービス・ピーエルシー ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services PLC, Luxembourg Branch)	管理事務代行会社	管理会社との間で中央管理契約(2017年10月1日効力発生)(注2)を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
UBSアセット・マネジメント (オーストラリア)リミテッド (シドニー) (UBS Asset Management (Australia) Ltd., Sydney)	投資運用会社	2013年11月28日付で管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。UBS(Lux)ボンド・ファンド-オーストラリア・ドルに関する運用会社業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント (UK)リミテッド(ロンドン) (UBS Asset Management (UK) Ltd., London)	投資運用会社	2003年9月1日付で旧管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。2010年9月15日付で地位譲渡契約を旧管理会社および管理会社との間で締結。UBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロおよびUBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)に関する運用会社業務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント (バーゼル、チューリッヒ) (UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zürich)	投資運用会社	2014年10月27日付で管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。UBS(Lux)ボンド・ファンド-米ドルに関する運用会社業務について規定している。

UBSアセット・マネジメント (シンガポール)リミテッド (シンガポール) (UBS Asset Management (Singapore) Ltd., Singapore)	投資運用会社	2015年11月17日付で管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。UBS(Lux)ボンド・ファンド-フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)に関しての運用会社業務について規定している。
---	--------	---

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

&lt;訂正前&gt;

(前略)

UBS(Lux)ボンド・ファンド-グローバル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

一般投資方針に従い、サブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。

ここには、政府機関モーゲージ・バック証券(MBS)、不動産担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)、アセット・バック証券(ABS)およびCDOが含まれる。MBSは、米連邦政府抵当金庫(GNMAもしくはジニー・メイ)、連邦住宅抵当公庫(FNMAもしくはファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公庫(フレディ・マック)等の政府および準政府機関により発行される。GNMAが発行する債券は、米国政府の無制限の信用保証により担保されているため、デフォルト・リスクが低い。一方、FNMAおよびフレディ・マックが発行する債券は、同様のヘッジを行わないので、デフォルト・リスクが低いと判断されることもある。MBS、RMBS、CMBS、ABSおよびCDOへの投資は、サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。MBS、ABSおよびCDO等の商品への投資は、非常に複雑で、かつ透明性が低い。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権、MBSの場合、担保ローンとなる可能性がある。)のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している事業体により発行される。(利息、債権の償却およびこれらに関する特定の早期支払により構成される)原債権からの支払のキャッシュフローは、ABS、MBS等の商品の投資者に移転される。これらの商品は、償却のインフロー、ならびにトランシェ間の特定の早期支払および利払いの優先順位を定める階層に従い、異なるトランシェを構成する。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換の可能性の上昇または低下により原債権に対する特定の支払が上昇または低下する傾向があると、投資者が受領する予定の払戻しおよび再投資のリスクが増減する可能性がある。

サブ・ファンドの特定される通貨は、サブ・ファンドの基準通貨を示すものであり、必ずしも投資の中核をなすものではない。そのため、基準通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支払い、また運用実績を算出する通貨でもある。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、

その他の株式持分および利益配当証書、ならびに証券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。上記の理由から、サブ・ファンドはリスクを理解している投資者に特に適している。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。投資運用会社は、投資戦略の実行において、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することがある。

基準通貨は、スイス・フランである。

## UBS (Lux) ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド (米ドル)

### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、アジア（日本を除く。）において主に発行され、派生商品を通じて金利リスクおよび信用リスクという点で経済および金融市場の景気循環に順応している、広範な分散型ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。投資家は、中程度のリスク許容度を備えるべきである。

サブ・ファンドは、上記の一般投資方針に従い、その資産の大部分を国際機関、公共団体、半官半民およびその拠点がアジアに所在するか、または主に域内で事業を行う企業が発行する債務証券および債権に投資する。デリバティブを用いて、金利リスクおよび信用リスクを、景気サイクルおよび金融市場のサイクルに順応したポートフォリオを構築する。

サブ・ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドの達成である。

投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を行い、投資目標の達成を目指す。投資目標の達成に際し、エクスポージャーの増加および資産の成長を目的としたロング・ポジション、または、法律上認められるデリバティブ金融商品を使用したヘッジ目的のシンセティック・ショート・ポジションの活用も含まれる。サブ・ファンドは、空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ（IRS / NDIRS、TRS、CDS、CDS指数およびNDSを含む。）、先渡契約 / ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換債券、短期金融証券 / 流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。その結果、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場展開からの利益獲得の双方のために利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）では、関連する市場において当該通貨の物理的な引渡しまたは通貨取引を行う必要なしに通貨ポジションを建て、為替リスクをヘッジすることが可能である。この方法により、現地通貨の保有により発生する取引相手方リスクおよび経費ならびに輸出制限が最小

化されることがある。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのNDFの現地取引は、各国の当局の健全性の監督に服していない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより市場平均以上の高利回りを得ることがある。ただし、当該投資の信用リスクは、高格付の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をCCC格未満または同等格付の債券に投資することができる。

アジア諸国への投資は、欧州諸国への投資に比べて不安定で、流動性が低いことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制が、先進国ほど厳格でないことがあり、使用される会計、監査および報告方法が、先進国で使用される基準を満たさないことがある。このような理由から、サブ・ファンドは特に、これらのリスクを理解している投資者に適している。

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 4 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべての金融派生商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g)に明記された商品である(「ファンドが認可している投資対象」)。

基準通貨は、米ドルである。

## 一般的ナリスク情報

### リスクの注記

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的ナリスクの概要である。

#### - 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

#### - 流動性の低下

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

#### - ボラティリティ

新興市場への投資のパフォーマンスは、不安定になることがある。

#### - 通貨の変動

サブ・ファンドが投資する国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大幅に変動する可能性がある。このような変動が、サブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対して為替リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

#### - 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが売却手取金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するため、多数の市場に投資する。

#### - 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムが、先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

#### - 売買の制限

新興市場が外国人投資家による購入に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過したために、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家の収益、資本および配当への参加に対し、制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が、外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは、当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努力する。サブ・ファンドは、制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課せられることを防ぐことはできない。

#### - 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で、先進国市場と異なる。したがって、投資の選択の正確な評価が難しいことがある。

(後略)

#### <訂正後>

(前略)

#### UBS(Lux)ボンド・ファンド-グローバル

##### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、債券のグローバルな分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

一般投資方針に従い、サブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。

ここには、政府機関モーゲージ・バック証券(MBS)、不動産担保証券(RMBS)、商業用不動産担保証券(CMBS)、アセット・バック証券(ABS)およびCDOが含まれる。MBSは、米連邦政府抵当金庫(GNMAもしくはジニー・メイ)、連邦住宅抵当公庫(FNMAもしくはファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公庫(フレディ・マック)等の政府および準政府機関により発行される。GNMAが発行する債券は、米国政府の無制限の信用保証により担保されているため、デフォルト・リスクが低い。一方、FNMAおよびフレディ・マックが発行する債券は、同様のヘッジを行わないので、デフォルト・リスクが低いと判断されることもある。MBS、RMBS、CMBS、ABSおよびCDOへの投資は、サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。MBS、ABSおよびCDO等の商品への投資は、非常に複雑で、かつ透明性が低い。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権、MBSの場合、担保ローンとなる可能性がある。)のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している事業体により発行される。(利息、債権の償却およびこれらに関する特定の早期支払により構成される)原債権からの支払のキャッシュフローは、ABS、MBS等の商品の投資者に移転される。これらの商品は、償却のインフロー、ならびにトランシェ間の特定の早期支払および利払いの優先順位を定める階層に従い、異なるトランシェを構成する。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換の可能性の上昇または低下により原債権に対する特定の支払が上昇または低下する傾向があると、投資者が受領する予定の払戻しおよび再投資のリスクが増減する可能性がある。

サブ・ファンドの特定される通貨は、サブ・ファンドの基準通貨を示すものであり、必ずしも投資の中核をなすものではない。そのため、基準通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支払い、また運用実績を算出する通貨でもある。

サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の3分の1を上限として短期金融商品に投資することができる。サブ・ファンドの資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、

ワラント債および転換社債に投資することができる。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

さらに、サブ・ファンドは、現金および現金等価物を控除した後、その資産の10%を上限として、持分、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得する株式、その他の株式持分および利益配当証書、ならびに証券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントとともに取得する株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、新興市場の債券に投資することができる。

新興市場は、現代化された産業国になるための移行段階にある国々をいう。基本的な特徴は、平均所得が低位から中位であることと、経済成長率が全般的に高いことである。

新興市場は、初期の発展段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が安定しないリスクが高い。新興市場の投資対象に付随するリスクは、「リスク要因」の項に記載される。上記の理由から、サブ・ファンドはリスクを理解している投資者に特に適している。

さらに、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を上限として、低格付の債務証券および債権に投資することができる。低格付の投資対象は、平均を上回る利回りを提供するが、優良な発行体の証券への投資よりも信用リスクが高いことがある。

サブ・ファンドは、効率的な資産運用の一環として、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い、当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められる裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品が含まれる。

投資方針の達成においては、派生商品の利用が重要な役割を果たしている。派生商品は、組入銘柄の市場エクスポージャーの引き上げおよび引き下げの双方のために利用される。投資運用会社は、投資戦略の実行において、裏付となる商品を直接取得せずに、投資方針に含まれる法的に認可される資産に投資するために、派生商品を取得することがある。

基準通貨は、スイス・フランである。

## UBS(Lux)ボンド・ファンド-フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、アジア(日本を除く。)において主に発行され、派生商品を通じて金利リスクおよび信用リスクという点で経済および金融市場の景気循環に順応している、広範な分散型ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。投資家は、中程度のリスク許容度を備えるべきである。

サブ・ファンドは、上記の一般投資方針に従い、その資産の大部分を国際機関、公共団体、半官半民およびその拠点がアジアに所在するか、または主に域内で事業を行う企業が発行する債務証券および債権に投資する。デリバティブを用いて、金利リスクおよび信用リスクを、景気サイクルおよび金融市場のサイクルに順応したポートフォリオを構築する。サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として、中国銀行間債券市場(「CIBM」)においてまたはボンドコネクト(債券通)を通じて取引される人民元建ての固定債券商品に対して投資することができる。これらの商品には、中華人民共和国(「PRC」または「中国」)の政府、準公共企業、銀行、企業およびその他の機関が発行し、CIBMにおいてまたはボンドコネクトを通じた直接取引が承認されている証券を含めることができる。関連

するリスクは、「中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報」および「ボンドコネクートのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報」の項に記載される。

サブ・ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドの達成である。

投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を行い、投資目標の達成を目指す。投資目標の達成に際し、エクスポージャーの増加および資産の成長を目的としたロング・ポジション、または、法律上認められるデリバティブ金融商品を使用したヘッジ目的のシンセティック・ショート・ポジションの活用も含まれる。サブ・ファンドは、空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ(IR S / N D I R S、T R S、C D S、C D S 指数およびN D Sを含む。)、先渡契約/ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換債券、短期金融証券/流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。その結果、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場展開からの利益獲得の双方のために利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード(N D F)では、関連する市場において当該通貨の物理的な引渡しまたは通貨取引を行う必要なしに通貨ポジションを建て、為替リスクをヘッジすることが可能である。この方法により、現地通貨の保有により発生する取引相手方リスクおよび経費ならびに輸出制限が最小化されることがある。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのN D Fの現地取引は、各国の当局の健全性の監督に服していない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより市場平均以上の高利回りを得ることがある。ただし、当該投資の信用リスクは、高格付の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をC C C格未満または同等格付の債券に投資することができる。

アジア諸国への投資は、欧州諸国への投資に比べて不安定で、流動性が低いことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制が、先進国ほど厳格でないことがあり、使用される会計、監査および報告方法が、先進国で使用される基準を満たさないことがある。このような理由から、サブ・ファンドは特に、これらのリスクを理解している投資者に適している。

サブ・ファンドは、後記「(5)投資制限 4 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべての金融派生商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g)に明記された商品である(「ファンドが認可している投資対象」)。

基準通貨は、米ドルである。

## 一般的なりスク情報

### リスクの注記

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なりスクの概要である。

#### - 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

#### - 流動性の低下



証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

- ボラティリティ  
新興市場への投資のパフォーマンスは、不安定になることがある。
- 通貨の変動  
サブ・ファンドが投資する国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大幅に変動する可能性がある。このような変動が、サブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対して為替リスクのヘッジ技法を適用することはできない。
- 通貨流出の制限  
新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが売却手取金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するため、多数の市場に投資する。
- 決済および保管リスク  
新興市場国の決済および保管システムが、先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。
- 売上の制限  
新興市場が外国人投資家による購入に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過したために、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家の収益、資本および配当への参加に対し、制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が、外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは、当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努力する。サブ・ファンドは、制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課せられることを防ぐことはできない。
- 会計  
新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で、先進国市場と異なる。したがって、投資の選択の正確な評価が難しいことがある。

以下のリスクは、特に、中華人民共和国(以下「PRC」という。)への投資に適用される。

#### 中国銀行間債券市場(CIBM)において取引される投資対象に関するリスク情報

中国本土の債券市場は、銀行間債券市場と上場債券市場で構成されている。中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。)は、店頭(以下「OTC」という。)市場として1997年に開設され、中国における債券取引全体の90%を占めている。同市場では、主に、国債、社債、国有銀行が発行する債券および中期債務証券が取引されている。中国本土の適用ある規制に従い、CIBMにおける直接投資を希望する海外機関投資家は、オンショア決済代行機関を通じてこれを行うことができ、かかる決済代行機関は、管轄機関における投資家の登録および口座開設について責任を負う。投資割当てに関する規制はない。

CIBMは、現在、発展および国際化の段階にある。取引量が少ないことにより、市場ボラティリティが発生し、流動性が不足する可能性があるため、同市場で取引されている一部の債務証券の価格が大幅に変動する可能性がある。したがって、同市場に投資するサブ・ファンドは、流動性リスクおよび価格変動リスクにさらされ、中国本土の債券の取引により損失を被ることがある。特に、中国本土の債

券の呼値スプレッドが広がることもあり、したがって、かかる投資対象の売却により、当該サブ・ファンドにおいて多額の取引コストおよび換金コストが生じる場合がある。また、サブ・ファンドは、決済プロセスおよび取引相手方の不履行に関連するリスクを負うこともある。サブ・ファンドが、その時点で適切な証券の受渡しまたは支払いにより自らの義務を履行することができない取引相手方と取引を行う可能性がある。

C I B Mには、規制リスクもある。

ボンドコネクットのノースバウンド取引リンクを通じてC I B Mで取引される投資対象に関するリスク情報

ボンドコネクト(債券通)とは、2017年7月に導入された、香港と中国本土の間で相互の債券市場にアクセスすることができる新しいスキーム(以下「ボンドコネクト」という。)である。ボンドコネクトは、中国外為交易中心・全国銀行間融資中心(以下「CFETS」という。)、中央国債登記結算有限責任公司(以下「CCDC」という。)、上海清算所(以下「SCH」という。)、香港証券取引所(以下「HKEX」という。)および香港証券保管決済機関(以下「CMU」という。)により始動された。中国本土の適用ある規制に従い、適格外国人投資家は、ボンドコネクトのノースバウンド取引リンクを通じてC I B Mにおいて債券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクでは、投資割当ては課されない。ノースバウンド取引リンクの一環として、適格外国人投資家は、CFETSまたは中国人民銀行(以下「PBC」という。)により承認された他の機関を登録事務所に任命しなければならず、かかる任命により、適格外国人投資家はPBCに登録することができる。

ノースバウンド取引リンクは、CFETSに接続された中国本土外の取引プラットフォームを利用し、適格外国人投資家は、ボンドコネクトによりC I B Mで債券の取引注文を出すことができる。HKEXおよびCFETSは、CFETSを通じて適格外国人投資家と中国本土の適格オンショアトレーダーの間の直接取引を可能にする電子取引サービスおよびプラットフォームを提供するために、オフショア債券電子取引プラットフォームと提携している。適格外国人投資家は、トレードウェブやブルームバーグなどのオフショア債券電子取引プラットフォームを介して利用可能なノースバウンド取引リンクを通じて、C I B Mで債券の取引注文を出すことができる。その後、これらのプラットフォームは、投資家の呼値提示リクエストをCFETSに送信する。CFETSは、当該呼値提示リクエストを中国本土の適格オンショアトレーダー(マーケットメイキング業務に従事するマーケットメイカーおよびその他のブローカーを含む。)に対し広範囲に送信する。適格オンショアトレーダーは、CFETSを通じて当該呼値提示リクエストに応じ、その後、当該オフショア債券電子取引プラットフォームを通じて適格外国人投資家にレスポンスを送信する。適格外国人投資家が提示された呼値を承諾した場合は、CFETSにおいて当該取引が手仕舞いされる。

一方、ボンドコネクトを利用してC I B Mで取引されている債券の決済および保管は、オフショア預託機関であるCMUと、中国本土のオンショア預託機関兼清算機関であるCCDCおよびSCHの間における決済・保管リンクを通じて実行される。決済リンクにおいて、CCDCまたはSCHは、約定されたオンショア取引をグロスベースで決済し、一方、CMUは、適格外国人投資家のために、適用ある規則に従い、CMU参加者からの債券決済指図の処理を行う。

中国本土の適用ある規制に従い、香港金融管理局(以下「HKMA」という。)により認可されたオフショア預託機関であるCMUは、PBCにより承認されたオンショア預託機関(すなわち、CCDCおよび香港銀行同業結算有限公司)に名義人口座を開設する。適格外国人投資家が保有するすべての債券は、CMU名義で登録され、CMUは当該債券の名義人保有者となる。

資産の分別

ボンドコネクトの下では、資産は、オンショアおよびオフショアの中央証券預託機関(以下「CSD」という。)により、厳格に分けられた3つのレベルで保管される。ボンドコネクトを利用して取引

を行う投資家は、自己の債券を、最終投資家の名義でオフショア預託機関により維持される個別勘定で保有することが義務付けられている。ボンドコネクトを利用して取得された債券は、HKMAの名義でCCDCのオンショア口座にて保有される。最終的に、投資家は、香港のCMUにおける分別口座の仕組みにより、当該債券の実質所有者となる。

#### 清算および決済リスク

CMUおよびCCDCは清算ネットワークを構築しており、かかるネットワークにおいて、それぞれ他方の清算参加者となっている。これは、クロスボーダー取引の清算および決済の促進に資するものとなっている。一つの市場で開始されたクロスボーダー取引において、当該市場の清算機関は、自己の清算参加者との間で当該取引の清算/決済を行い、これと同時に、取引相手方の清算機関に対し、自己の清算参加者の清算および決済義務の履行を保証する。中国証券市場の国内清算機関として、CCDCは、包括的な債券の清算、決済および保管ネットワークを運営している。CCDCは、PBCにより承認され、監視下に置かれているリスク管理フレームワークおよび対策を構築している。CCDCによる債務不履行リスクは、極めて低いものと考えられる。清算参加者との契約に基づき、万が一CCDCが債務不履行に陥った場合、ボンドコネクトの債券に関するCMUの義務は、清算参加者によるCCDCに対する請求の主張を支援することに限定される。CMUは、利用可能な法的手段またはCCDCの清算により、未償還の債券および金額をCCDCから回収するよう誠実にあらゆる努力を尽くす。かかる場合、関連するサブ・ファンドにおいて、これらの金額の回収に遅れが生じることがある。一定の状況下において、関連するサブ・ファンドは、CCDCから損失を全額回復することができない場合がある。

#### 規制リスク

ボンドコネクトは、これまでにない構想である。したがって、現段階における条件等はまだ実証されず、実際にどのように運用されるかは不透明である。また、現行の規制は変更（遡及適用される場合がある。）される可能性があるとともに、ボンドコネクトのスキームが恒久的であるとの保証はない。時が経過すれば、中国および香港の監督当局が、ボンドコネクトの下での事業活動、請求権の法律に基づく強制執行およびクロスボーダー取引に関連する新たな規制を導入する可能性がある。かかる変更が行われた場合、関連するサブ・ファンドが悪影響を受けることがある。マクロ経済政策の改革および変更（金融および財政政策に対するものなど）により、金利が影響を受けることがある。これにより、ポートフォリオにおいて保有されている債券の価格および利回りが悪影響を受ける可能性がある。

## 外国為替リスク

ボンドコネクトを利用してCIBMで取引されている債券への投資は人民元に転換されなければならないため、基準通貨が人民元でないサブ・ファンドも通貨リスクにさらされる可能性がある。また、かかる通貨の転換によって、関連するサブ・ファンドに転換コストが生じることもある。為替レートは変動する可能性がある。人民元の価値が下落した場合、関連するサブ・ファンドは、CIBM債券の売却益をその基準通貨に転換する際に損失を被ることがある。ボンドコネクトに関するさらなる情報は、ウェブサイト

(<http://www.chinabondconnect.com/en/index.htm>)上で確認することができる。

(後略)

## (5) 投資制限

<訂正前>

(前略)

### 2. リスク分散

2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて同一金融機関の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて同一金融機関の預金に投資することができない。サブ・ファンドがOTC派生商品の取引を行う場合、取引相手方が上記1.1項f)に定義される金融機関である場合、取引相手方リスクが当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。最大許容エクスポージャーは、他の相手方との取引においては、5%まで引き下げられる。一サブ・ファンドの純資産額の5%超を占める当該金融機関の有価証券および短期金融商品の全ポジションの総価値が、当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性の監督に服する金融機関の預金またはかかる金融機関のOTC派生商品の取引には、適用されない。

2.2 2.1項に定める制限の上限に関わらず、各サブ・ファンドは、

- 同一金融機関が発行する有価証券および短期金融商品、
- かかる金融機関への預金、ならびに/または
- かかる金融機関を取引相手とするOTC派生商品

を組み合わせ、純資産の20%を超えて投資してはならない。

2.3 上記に反し、下記が適用される。

a) 2.1項に定める10%の上限は、EU加盟国に所在し、当該国において当該証券の保有者を保護するために用意される公的機関による特別な健全性の監督に服する金融機関により発行される、一定の債務証券においては、25%まで引き上げられる。特に、かかる債務証券の発行により得られる資金は、法律に従い、債務証書の存続期間中、かかる発行により生じる債務を十分にカバーし、かつ発行体の破産の場合に元利金の支払に優先権を与える資産に対して投資されなければならない。一サブ・ファンドが一発行体が発行する債券にその純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額が、当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えてはならない。

b) 10%の上限は、EU加盟国またはその地方機関、別の承認された国または一もしくは複数のEU加盟国が属する法定の公的国際団体が発行または保証する有価証券または短期金融商品については、35%まで引き上げられる。

2.3項a)およびb)に記載の特別規定に該当する有価証券および短期金融商品は、上記40%のリスク分散の制限の算出には含まれない。

c) 2.1項、2.2項、2.3項a)およびb)に記載される制限を累積してはならない。そのため、かかる各項で列挙される、同一金融機関の有価証券もしくは短期金融商品への投資、または当該機関

の預金もしくは派生商品への投資が、特定のサブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。

- d) 理事会通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従う連結決算書の目的において同一グループに属する企業は、本項に定める投資制限の計算上、同一発行体とみなされなければならない。

ただし、同一の企業グループの有価証券および短期金融商品へのサブ・ファンドによる投資の上限は、合計で当該サブ・ファンドの資産の20%とする。

- e) 管理会社は、リスク分散のために、サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国またはその地方機関、別の承認されているOECD加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のEU加盟国が属する法定の公的国際団体が発行または保証する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該有価証券または短期金融商品は、少なくとも6銘柄の証券に分割しなければならない、同一発行体の有価証券または短期金融商品が、サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

## 2. リスク分散

- 2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて同一金融機関の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて同一金融機関の預金に投資することができない。サブ・ファンドがOTC派生商品の取引を行う場合、取引相手方が上記1.1項f)に定義される金融機関である場合、取引相手方リスクが当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。最大許容エクスポージャーは、他の相手方との取引においては、5%まで引き下げられる。サブ・ファンドの純資産額の5%超を占める当該金融機関の有価証券および短期金融商品の全ポジションの総価値が、当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性の監督に服する金融機関の預金またはかかる金融機関のOTC派生商品の取引には、適用されない。

- 2.2 2.1項に定める制限の上限に関わらず、各サブ・ファンドは、

- 同一金融機関が発行する有価証券および短期金融商品、
- かかる金融機関への預金、ならびに/または
- かかる金融機関を取引相手とするOTC派生商品

を組み合わせ、純資産の20%を超えて投資してはならない。

- 2.3 上記に反し、下記が適用される。

- a) 2.1項に定める10%の上限は、EU加盟国に所在し、当該国において当該証券の保有者を保護するために用意される公的機関による特別な健全性の監督に服する金融機関により発行される、一定の債務証券においては、25%まで引き上げられる。特に、かかる債務証券の発行により得られる資金は、法律に従い、債務証書の存続期間中、かかる発行により生じる債務を十分にカバーし、かつ発行体の破産の場合に元利金の支払に優先権を与える資産に対して投資されなければならない。サブ・ファンドが一発行体が発行する債券にその純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額が、当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えてはならない。

- b) 10%の上限は、EU加盟国またはその地方機関、別の承認された国または一もしくは複数のEU加盟国が属する法定の公的国際団体が発行または保証する有価証券または短期金融商品については、35%まで引き上げられる。

2.3項a)およびb)に記載の特別規定に該当する有価証券および短期金融商品は、上記40%のリスク分散の制限の算出には含まれない。

- c) 2.1項、2.2項、2.3項 a) および b) に記載される制限を累積してはならない。そのため、かかる各項で列挙される、同一金融機関の有価証券もしくは短期金融商品への投資、または当該機関の預金もしくは派生商品への投資が、特定のサブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。
- d) 理事会通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従う連結決算書の目的において同一グループに属する企業は、本項に定める投資制限の計算上、同一発行体とみなされなければならない。
- ただし、同一の企業グループの有価証券および短期金融商品への一サブ・ファンドによる投資の上限は、合計で当該サブ・ファンドの資産の20%とする。
- e) 管理会社は、リスク分散のために、一サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国またはその地方機関、別の承認されているOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のEU加盟国が属する法定の公的国際団体が発行または保証する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該有価証券または短期金融商品は、少なくとも6銘柄の証券に分割しなければならず、同一発行体の有価証券または短期金融商品が、一サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (3) 管理報酬等

<訂正前>

管理会社は、ファンドの以下の規定に従い、ポートフォリオ運用および販売に関して(該当する場合)、ならびに保管受託銀行のすべての職務(ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」と称する項に記載されるその他一切の職務等)に関して、ファンドの純資産価額に基づき、上限定率報酬を支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率管理報酬)。

かかる上限定率管理報酬は、関連ある受益証券のクラスが設定されるまでは請求されない。

定率管理報酬に適用される実際の最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されるサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率管理報酬料率 (上限管理報酬)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル	年率0.900% (0.720%)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - スイス・フラン	年率0.900% (0.720%)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - ユーロ	年率0.900% (0.720%)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - 英ポンド	年率0.900% (0.720%)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - 米ドル	年率0.900% (0.720%)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - コンパート・ヨーロッパ(ユーロ)	年率1.800% (1.440%)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)	年率1.260% (1.010%)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - グローバル	年率1.140% (0.910%)
UBS(Lux) ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド (米ドル)	年率1.500% (1.200%)

(注) 括弧内の料率は、上限管理報酬の80%にあたる最大報酬料率を示している。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

ファンドの以下の規定に従い、ポートフォリオ運用および販売に関して(該当する場合)、ならびに保管受託銀行のすべての職務(ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」と称する項に記載されるその他一切の職務等)に関して、ファンドの純資産価額に基づき、上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。

かかる上限定率報酬は、関連ある受益証券のクラスが設定されるまでは請求されない。

定率報酬に適用される実際の最大料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されるサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬料率 (上限管理報酬料率)	上限定率報酬料率 (上限管理報酬料率) 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
UBS(Lux)ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル	年率0.900%(0.720%)	年率0.950%(0.760%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - スイス・ フラン	年率0.900%(0.720%)	年率0.950%(0.760%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ	年率0.900%(0.720%)	年率0.950%(0.760%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - 英ポンド	年率0.900%(0.720%)	年率0.950%(0.760%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - 米ドル	年率0.900%(0.720%)	年率0.950%(0.760%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - コンパー ト・ヨーロッパ(ユーロ)	年率1.800%(1.440%)	年率1.850%(1.480%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・ ハイ・イールド(ユーロ)	年率1.260%(1.010%)	年率1.310%(1.050%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - グローバル	年率1.140%(0.910%)	年率1.190%(0.950%)
UBS(Lux)ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)	年率1.500%(1.200%)	年率1.550%(1.240%)

(注) 括弧内の料率は、上限定率報酬料率の80%にあたる最大報酬料率を示している。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

&lt;訂正前&gt;

(前略)

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、( )米国の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を行うことを認められている場合、または( )一もしくは複数の特定米国人が米国人もしくは米国居住者であった遺言者の信託もしくは財産に関するすべての重要な決定を行う権利を有している場合に、米国人もしくは米国居住者、および米国内で、または米国連邦もしくは州の法律に基づき、パートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人として設立される会社または信託を指している。本項は、米国内国歳入法に従わなければならない。

<訂正後>

(前略)

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、( )米国の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を行うことを認められている場合、または( )一もしくは複数の特定米国人が米国人もしくは米国居住者であった遺言者の信託もしくは財産に関するすべての重要な決定を行う権利を有している場合に、米国人もしくは米国居住者、および米国内で、または米国連邦もしくは州の法律に基づき、パートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人として設立される会社または信託を指している。本項は、米国内国歳入法に従わなければならない。

#### PRCの税制

CIBMを通じてPRCの国内債券に直接投資することにより、サブ・ファンドは、PRC税務当局により課される源泉徴収税およびその他の税に服する可能性がある。

#### a) 法人所得税

PRCの一般税法に従い、サブ・ファンドがPRCの税務上の居住者とみなされる場合には、世界規模の課税所得に25%の法人所得税(以下「CIT」という。)が課される。サブ・ファンドがPRCに設立地(以下「PE」という。)を有するPRCの税務上の非居住者とみなされる場合には、当該PEに係る利益に25%のCITが課される。サブ・ファンドがPRCの税務上の非居住者とみなされ、かつ、PRCにPEを有しない場合、PRCの国内債券によるサブ・ファンドの所得は、通常、PRCで稼得した所得(受動的所得(例えば、利息)およびPRCの国内債券の譲渡から生じる利得を含むが、それらに限らない。)が特定のPRCの通達または関連する租税条約に従って源泉徴収所得税(以下「WIT」という。)を免除されない場合、かかる所得に10%のWITが課される。

投資運用会社は、サブ・ファンドが、CITの適用上、PRCの税務上の居住者として扱われず、かつ、PRCにPEを有しない態様でサブ・ファンドを運営する予定である(ただし、これは保証されない。)

#### 利息

PRCの税法および税規則または関連する租税条約に明確な免税または減税についての規定がない場合、PRCにPEを有しない税務上の非居住企業は、一般に、10%の源泉徴収税の形でCITが課される。PRCの適用ある税法に従い、国債の利息はCITを免除される。

#### キャピタル・ゲイン

外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに対する課税について明確な規則はない。明確な規則がない場合、CITの適用はPRCのCITに関する法律の一般税務規定に服することとなり、PRC税務当局の解釈次第となる。実際に現状では、外国人投資家がPRCの国内債券を取引することにより得たキャピタル・ゲインにWITは適用されていない。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。

#### b) 増値税(以下「VAT」という。)

2016年5月1日に施行されたVAT改革の最終段階に関する財税[2016年]第36号通達(以下「通達第36号」という。)により、2016年5月1日からPRCの国内証券の譲渡による利得にVATが課されることとなった。



通達第36号に従い、C I B Mを通じて直接行われるP R Cの国内証券の取引には、当該証券の売却価格と購入価格の差額の6%のV A Tが課される。

外国人投資家が稼得したP R Cの国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%のV A Tが課される。通達第36号に従い、預金に係る利息収入にV A Tは課されず、国債に係る利息収入もV A Tを免除される。さらに、金融機関が稼得した他の金融機関の債券に係る利息収入は、財税[2016年]第46号および通達第70号に従いV A Tを免除される。

V A Tが適用される場合、適用あるV A Tの最大12%に相当する追加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

### P R Cにおける税務リスク

(遡及的に適用される場合がある)サブ・ファンドによるP R Cの証券への投資に係る実現キャピタル・ゲインおよび実現利息収入に関するP R Cの適用ある税法および税規則ならびに現在の税務上の慣行には、リスクおよび不確実性が伴う。サブ・ファンドの税金債務が多額である場合、サブ・ファンドの価額に悪影響が及ぶ可能性がある。

サブ・ファンドの税金引当金の設定には、独立した専門家による税務上の助言に基づき策定された以下の原則が適用される。

- P R Cの国内債券による実現キャピタル・ゲインおよび未実現キャピタル・ゲインに係るP R CのW I Tに対して引当金は設定しない。

- 10%のW I Tについては、P R Cの国債以外の国内債券に関して、P R Cにおいて発行体による源泉徴収税としてW I Tを課されなかった利息収入および経過利息収入に対して引当金を設定する。

サブ・ファンドの資産に係る実際の税金債務のうち税金引当金ではカバーされない部分は、サブ・ファンドの純資産価額から控除する。実際の税金債務は、税金引当金を下回る場合がある。投資者は、申込みおよび/または買戻しの時期によっては、税金引当金の不足による悪影響を被ることがある/剰余金の配分を受領する権利を有しない。投資主は、サブ・ファンドへの投資に係る自らの税金債務に関して自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込(販売)手続等

<訂正前>

#### (1) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要(1)資産の評価」における規定に従って決定される。

当初の受益証券発行後、発行価格は、本書において別異に定められない限り、受益証券1口当たりの純資産価格に、受益証券の純資産総額の最大2%の発行手数料を加算した額に基づく。

販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において、サブ・ファンドの発行価格で受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目(「決済日」)までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、その翌日(これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日)に、決済を行うものとする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド/クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが清算される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配/口数に応じた清算手取金を受領する権利を付与される。

#### 受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。かかる場合、「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、(1)資産の評価 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日(買付申込日)の15時(中央ヨーロッパ標準時間)(締切時間)までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日の締切時間を過ぎてから計算される(かかる日を「評価日」という。)純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われる、サブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

#### マネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）、ならびにC S S Fの関連法令規定および該当通達を遵守しなければならない。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売会社または販売代理店に対して、身元を証明できるものを提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、投資者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。自然人は、旅券／身分証明書の認証付謄本（販売会社もしくは販売代理店、または地方の行政官庁によって認証されたもの）を提示しなければならず、企業またはその他の法人は、基本定款の認証付謄本、商業登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写しおよび実質的所有者の姓名を提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、状況に応じて、受益証券の申込または買戻しを行う者に本人確認のための追加の書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代理店が上記の身元確認の手続を厳守することを徹底しなければならない。管理事務代行会社および管理会社は、いつでも、手続が忠実に行われている保証を販売会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売会社または販売代理店がマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律またはヨーロッパ共同体法と同等の要件に服していない国々の販売会社または販売代理店から受領するすべての販売および買戻しの申込みを、上記規定の遵守について監視する。

さらに、販売会社とその販売代理店は、関連する国々で効力のあるマネーロンダリング防止およびテロリストのための資金供与の防止のためのすべての規則に従わなければならない。

#### (2) 日本における申込（販売）手続等

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。詳細については、UBS証券株式会社に照会のこと。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位である。

各サブ・ファンドのファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した営業日の翌営業日に計算される当該サブ・ファンドの1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業

日目に、受渡しを行うものとし、投資者は、当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS証券株式会社の場合、申込価額の3.24% (税抜き3.00%)を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

#### <訂正後>

##### (1) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要(1)資産の評価」における規定に従って決定される。

当初の受益証券発行後、発行価格は、本書において別異に定められない限り、受益証券1口当たりの純資産価格に、受益証券の純資産総額の最大2%の発行手数料を加算した額に基づく。

販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において、サブ・ファンドの発行価格で受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目(「決済日」)までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、その翌日(これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日)に、決済を行うものとする。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド/クラス受益証券について、端数の受益証券の発行が可能である。これらの端数の受益証券は、小数第三位まで四捨五入される。各サブ・ファンドまたはクラスが清算される場合には、端数の受益証券の保有者は、分配/口数に応じた清算手取金を受領する権利を付与される。

#### 受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。かかる場合、「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買付申込日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われる、サブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

#### マネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）、ならびにC S S Fの関連法令規定および該当通達を遵守しなければならない。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売会社または販売代理店に対して、身元を証明できるものを提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、投資者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。自然人は、旅券/身分証明書の認証付謄本（販売会社もしくは販売代理店、または地方の行政官庁によって認証されたもの）を提示しなければならない。企業またはその他の法人は、基本定款の認証付謄本、商業登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写しおよ

び実質的所有者の姓名を提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、状況に応じて、受益証券の申込または買戻しを行う者に本人確認のための追加の書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代理店が上記の身元確認の手続を厳守することを徹底しなければならない。管理事務代行会社および管理会社は、いつでも、手続が忠実に行われている保証を販売会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売会社または販売代理店がマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律またはヨーロッパ共同体法と同等の要件に服していない国々の販売会社または販売代理店から受領するすべての販売および買戻しの申込みを、上記規定の遵守について監視する。

さらに、販売会社とその販売代理店は、関連する国々で効力のあるマネーロンダリング防止およびテロリストのための資金供与の防止のためのすべての規則に従わなければならない。

## （2）日本における申込（販売）手続等

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。詳細については、UBS証券株式会社に照会のこと。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位である。

各サブ・ファンドのファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した営業日の翌営業日に計算される当該サブ・ファンドの1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、投資者は、当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS証券株式会社の場合、申込価額の3.24%（税抜き3.00%）を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

## 2 買戻し手続等

<訂正前>

### （1）海外における買戻し手続等

買戻請求は、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行もしくは他の授権された販売代行会社または支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日を過ぎてから3営業日目（「決済日」）までに支払われる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、その翌日（これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日）に、決済を行うものとする。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス/サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるシングル・スウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨で買戻しの対価を受領する。

適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。

投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの報酬と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料およびその他の報酬（例えば、関連する銀行により課される報酬等）は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

販売国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬（関係する銀行により課される報酬を含む。）も請求される。

ただし、買戻手数料は徴収されない。

純資産価格の推移は、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高いかまたは低いかにより決定される。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、（不必要に遅れることなく）相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻請求の処理を遅らせることを決定できる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の業務の費用および関連する銀行の手数料が投資家に請求される場合がある。

管理会社は、管理会社の裁量により、投資者に現物による全部または一部の買戻しを申し出ることができる。

その場合、元本が現物により買い戻された後でも、残存する組入資産は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って取扱われるものとし、サブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻しで不利益を被ることはない。

当該支払は、管理会社が任命する監査人により監査され、ファンドの残存する投資者が不利益を被ってはならない。関連費用は投資者に請求される。

## 受益証券の買戻条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。かかる場合、「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日および各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、買戻しは行われない。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買戻請求日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求を、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を（「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

## （2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日であつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。その他の販売会社の申込受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される1口当たりの純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。



## &lt;訂正後&gt;

## (1) 海外における買戻し手続等

買戻し請求は、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行もしくは他の授権された販売代行会社または支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻し請求が提出された国への買戻し金額の送金が不可能とならない限り、買戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日を過ぎてから3営業日目(「決済日」)までに支払われる。

該当する受益証券のクラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムの下で行われていない場合、その翌日(これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる日)に、決済を行うものとする。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻し価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買戻しを決定することができる。当該クラス/サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またはその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価」に記載されるシングル・スウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨で買戻しの対価を受領する。

適用法令に従い、買戻し手取金の支払を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および買戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。

投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの報酬と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料およびその他の報酬(例えば、関連する銀行により課される報酬等)は、各投資者に請求され、買戻し手取金から控除される。

販売国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬(関係する銀行により課される報酬を含む。)も請求される。

ただし、買戻し手数料は徴収されない。

純資産価格の推移は、買戻し価格が投資者により支払われた発行価格より高いかまたは低いかにより決定される。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻し注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する。この場合、管理会社は、買戻し注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行されなかった買戻し注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻し請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、(不必要に遅れることなく)相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻し請求の処理を遅らせることを決定できる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻し請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、必要な取引を行う。支払代理人の業務の費用および関連する銀行の手数料が投資家に請求される場合がある。

管理会社は、管理会社の裁量により、投資者に現物による全部または一部の買戻しを申し出ることができる。

その場合、元本が現物により買い戻された後でも、残存する組入資産は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って取扱われるものとし、サブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻しで不利益を被ることはない。

当該支払は、管理会社が任命する監査人により監査され、ファンドの残存する投資者が不利益を被ってはならない。関連費用は投資者に請求される。

#### 受益証券の買戻条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。かかる場合、「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、買戻しは行われない。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買戻請求日）の15時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求を、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を（「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が、注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

#### （2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日であつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。その他の販売会社の申込受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含ん

で、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される1口当たりの純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されること  
がある。

#### 4 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

###### <訂正前>

###### 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは各クラス受益証券の1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、関係する各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の勘定通貨で表示され、また毎ファンド営業日に、各クラス受益証券が指定されるサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの関係クラスの発行済受益証券の口数により除することにより計算される。サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価格の割合は、各受益証券の発行および買戻しに応じて変動する。クラス受益証券について請求される手数料を斟酌して、各クラス受益証券の発行済口数のサブ・ファンドにおける総発行済口数に対する割合によって決定される。

一取引日におけるサブ・ファンドのすべてのクラス受益証券に影響する購入または買戻しの全額が、純資金流入または純資金流出に影響を及ぼす場合、当該サブ・ファンドの純資産価格は、それぞれ増加または減少する(いわゆるシングル・スウィング・プライシング)。最大調整価額は、純資産価格の2%である。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および税額ならびにファンドの投資対象である資産の見積の買い呼び値/売り呼び値スプレッドが考慮される。純移動額が、影響されるサブ・ファンドのすべての受益証券の口数を増加させる場合、調整は純資産価格の上昇をもたらす。純移動額が受益証券口数の減少をもたらす場合、純資産価格の減少となる。取締役会は、各サブ・ファンドに限度額を設定することができる。これは、関連あるサブ・ファンドの純資産または通貨による絶対額に対する一取引日における純移動額である。この限度額が、一取引日において超過する場合のみ純資産価格が調整される。

各サブ・ファンドにより保有される資産の評価は、以下のように計算される。

- a) 流動資産は、(現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに上記の宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず)いずれも総額として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値を表すために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最終価格に基づき評価される。

有価証券、派生商品およびその他の資産が証券取引所において通常取引されず、かつ通常の市場価格決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、当該価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。

証券取引所に上場されていない証券、派生商品およびその他の投資対象が公認で公開の定期的取引が行われている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。

- c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制された市場で取引されており、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って、管理会社により評価される。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品(OTCデリバティブ)は、独立価格決定ソースに基づき評価される。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、管理会社およびファンドの監査人が派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づいて認められる評価方法によって確認される。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする他の投資信託(「UCITS」)および/または投資信託(「UCI」)の受益証券は、それらの直近の純資産価格で評価される。
- f) 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドという要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグで認知されている売買金利の仲値または、入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場金利により評価される。
- h) 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- i) スワップ取引の価値は、外部のサービス・プロバイダーにより計算されさらに2次的な独立の評価が他の外部のサービス・プロバイダーにより提供される。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づいている。(コンピューターおよびブルームバーグから入手される市場データに基づく)内部による計算および/またはブローカーの説明書による評価が利用されることがある。計算方法は、各有価証券に依拠し、グローバル評価ポリシーに従い決定される。

特別事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

特別事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて有効となる。

(後略)

#### <訂正後>

##### 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは各クラス受益証券の1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、関係する各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の勘定通貨で表示され、また毎ファンド営業日に、各クラス受益証券が指定されるサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの関係クラスの発行済受益証券の口数により除することにより計算される。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価格の割合は、各受益証券の発行および買戻しに応じて変動する。クラス受益証券について請求される手数料を斟酌して、各クラス受益証券の発行済口数のサブ・ファンドにおける総発行済口数に対する割合によって決定される。

一取引日におけるサブ・ファンドのすべてのクラス受益証券に影響する購入または買戻しの全額が、純資金流入または純資金流出に影響を及ぼす場合、当該サブ・ファンドの純資産価格は、それぞれ増加または減少する(いわゆるシングル・スウィング・プライシング)。最大調整価額は、純資産価格の2%である。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および税額ならびにファンドの投資対象である資産の見積の買い呼び値/売り呼び値スプレッドが考慮される。純移動額が、影響されるサブ・ファンドのすべての受益証券の口数を増加させる場合、調整は純資産価格の上昇をもたらす。純移動額が受益証券口数の減少をもたらす場合、純資産価格の減少となる。取締役会は、各サブ・ファンドに限度額を設定することができる。これは、関連あるサブ・ファンドの純資産または通貨による絶対額に対する一取引日における純移動額である。この限度額が、一取引日において超過する場合のみ純資産価格が調整される。

各サブ・ファンドにより保有される資産の評価は、以下のように計算される。

- a) 流動資産は、(現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに上記の宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず)いずれも総額として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値を表すために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最終価格に基づき評価される。有価証券、派生商品およびその他の資産が証券取引所において通常取引されず、かつ通常の市場価格決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、当該価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品およびその他の投資対象が公認で公開の定期的取引が行われている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。
- c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制された市場で取引されており、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って、管理会社により評価される。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品(OTCデリバティブ)は、独立価格決定ソースに基づき評価される。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、管理会社およびファンドの監査人が派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づいて認められる評価方法によって確認される。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする他の投資信託(「UCITS」)および/または投資信託(「UCI」)の受益証券は、それらの直近の純資産価格で評価される。
- f) 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドという要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグで認知されている売買金利の仲値または、入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場金利により評価される。
- h) 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- i) スワップ取引の価値は、外部のサービス・プロバイダーにより計算されさらに2次的な独立の評価が他の外部のサービス・プロバイダーにより提供される。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づいている。(コンピューターおよびブルームバーグから入手される市場データに基づく) 内部による計算および/またはブローカーの説明書による評価が利用されることがある。計算方法は、各有価証券に依拠し、グローバル評価ポリシーに従い決定される。

特別事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

特別事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて有効となる。

(後略)

## 第4 外国投資信託受益証券事務の概要

### (1) ファンド証券の名義書換

#### <訂正前>

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店

取扱場所 ルクセンブルグ、セニンガーベルグ、ル・エメール通り6番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

#### <訂正後>

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店

取扱場所 ルクセンブルグ、セニンガーベルグ、ル・エメール通り6番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

### 第三部 特別情報

#### 第1 管理会社の概況

##### 2 事業の内容及び営業の概況

###### <訂正前>

管理会社は、ファンドを設定し、管理を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を運用会社であるユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル、チューリッヒ）、UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（シドニー）、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）およびUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店に委託している。

（後略）

###### <訂正後>

管理会社は、ファンドを設定し、管理を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を運用会社であるユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル、チューリッヒ）、UBSアセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド（シドニー）、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール）およびUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店に委託している。

（後略）



## 第2 その他の関係法人の概況

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

&lt;訂正前&gt;

(前略)

## (4) 投資運用会社

名称	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(ロンドン) (UBS Asset Management (UK) Ltd., London) (「投資運用会社」)
資本金の額	資本金の額 2017年6月末日現在、125,000,000英ポンド(約182億円) (注)英ポンドの円貨換算は、2017年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=145.79円)による。
事業の内容	事業の内容 UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの子会社であり、英国において投資運用業務を行うことに関しFSAの許可および規制を受けている。投資運用会社は、機関投資家の資産運用業務およびホールセールを行なう仲介金融機関経由の資産運用業務の提供を行う。

(中略)

## (6) 管理事務代行会社

名称	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services Ltd, Luxembourg Branch)
資本金の額	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドの資本金は、2016年12月末日現在、142,300,000ユーロ(約184億円)である。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッド ルクセンブルグ支店に資本金はない。
事業の内容	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・リミテッドは、英国の法律に基づき設立された会社である。同社は、保管およびカस्टディ業務、投資信託の管理業務およびその他の形態による金融業務(貸付、証券貸付および銀行としての金銭の保有を含む。)に注力している。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

## (4) 投資運用会社

名称	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド(ロンドン) (UBS Asset Management (UK) Ltd., London) (「投資運用会社」)
資本金の額	資本金の額 2018年6月末日現在、125,000,000英ポンド(約181億円) (注)英ポンドの円貨換算は、2018年6月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=144.59円)による。
事業の内容	事業の内容 UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの子会社であり、英国において投資運用業務を行うことに関しFSAの許可および規制を受けている。投資運用会社は、機関投資家の資産運用業務およびホールセールを行なう仲介金融機関経由の資産運用業務の提供を行う。

(中略)

## (6) 管理事務代行会社

名称	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ <u>ピーエルシー</u> ルクセンブルグ支店 (Northern Trust Global Services <u>PLC</u> , Luxembourg Branch)
資本金の額	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ <u>ピーエルシー</u> の資本金は、2016年12月末日現在、142,300,000ユーロ(約184億円)である。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ <u>ピーエルシー</u> ルクセンブルグ支店に資本金はない。  (中略)
事業の内容	ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ <u>ピーエルシー</u> は、英国の法律に基づき設立された会社である。同社は、保管およびカストディ業務、投資信託の管理業務およびその他の形態による金融業務(貸付、証券貸付および銀行としての金銭の保有を含む。)に注力している。

(後略)

## 2 関係業務の概要

&lt;訂正前&gt;

## (1) 投資運用会社

すべてのサブ・ファンド(UBS(Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル、UBS(Lux) ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル) およびUBS(Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)を除く。)の投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

## (2) 投資運用会社

UBS(Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドルの投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

## (3) 投資運用会社

UBS(Lux) ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)の投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

## (4) 投資運用会社

UBS(Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)の投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 投資運用会社

UBS(Lux)ボンド・ファンド - 米ドルの投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

## (2) 投資運用会社

UBS(Lux)ボンド・ファンド - オーストラリア・ドルの投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

## (3) 投資運用会社

UBS(Lux)ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)の投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

## (4) 投資運用会社

UBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロおよびUBS(Lux)ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)の投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

(後略)